

通信・情報セキュリティ

パラメータシート記入例

注意：本資料では、パラメータシート＜通信・情報セキュリティ＞（令和 7 年 5 月 28 日施行省令等対応）の様式 9－07 およびその別紙、並びに様式 9－技 1 情セおよびその別紙の記入方法を理解していただくために、事例を用いたパラメータシートの記入例を示しています。

なお、本資料は暗号機能の判定結果を保証するものではありませんので、実際の該非判定においては、判定対象の仕様などを確認の上、最新の法令に従った判定をお願いします。

目次

1. 様式 9－07、様式 9－技 1 情セ、様式 9－技 1 情セ（別紙暗ブ）の 記入における注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2. 記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
記入例の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
記入例 1：認証のみに使われる暗号装置・・・・・・・・	P10
記入例 2：市販暗号装置・・・・・・・・	P12
記入例 3：副次的暗号装置・・・・・・・・	P15
記入例 4：銀行業務又は決済用の装置・・・・・・・・	P17
記入例 5：該当の暗号装置・・・・・・・・	P19
記入例 6：複数の暗号機能を有する装置・・・・・・・・	P22
記入例 7：IoT 除外装置・・・・・・・・	P25
記入例 8：市販暗号プログラム・・・・・・・・	P28
記入例 9：副次的暗号プログラム・・・・・・・・	P33
記入例 10：OAM プログラム・・・・・・・・	P37
記入例 11：該当の暗号プログラム・・・・・・・・	P43

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名:

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

1. 様式9-07、様式9-技1情セ、様式9-技1情セ(別紙暗プ)の
記入における注意事項

©CISTEC 2025.05.28

令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アピオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)、又はへ(二)、で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能: ()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート a.~c.で「非規制」の暗号機能があれば、「はい」にチェックし、右欄のカッコ内にその暗号機能を記入、または当てはまる□にチェックする。(複数回答可)。 「非規制」の暗号機能がなければ、a.~c.の□及びカッコはチェックなし・空欄のままd.へ進む。	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能: () ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(1-3)へ	暗号機能: ()
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ ←(2)へ	
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを)備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は、様式を添付する。 a.～c.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。 イ(七)～イ(十)の質問に「いいえ」「はい」で回答し、矢印に従い次の質問へ進む。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九)以外の場合。	貨物の「主たる機能」がイ(七)～イ(九)以外の場合は記入する。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？(注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☐ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☐ 非該当	☐ 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

印

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(1/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	区分		回答		備考
	技	ブ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。					
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ ☐ 第8条第十一号イ ☐ 第8条第十二号	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するもの(プログラムを除く)か？ ☐ 第8条第九号 ☐ 第8条第十号イ ☐ 第8条第十号ロ ☐ 第8条第十一号 ☐ 第8条第十二号			市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定の適用範囲を確認する。 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。))に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。) ※ 第8条第十号イ:盗聴検知通信ケーブルシステム、 第8条第十号ロ:信号の漏えい防止装置、 第8条第十一号イ:暗号解析装置 第8条第十一号ロ:電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 のプログラムは市販暗号プログラムの除外規定を適用できないことに注意。		
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？		○	☐ いいえ ←第七号へ	☐ はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。		○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	☐ いいえ ↓又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。		○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	☐ いいえ ↓又は 適用しない	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1) 区分 技 プ		回答		備考
第七号	次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		☐ ☐ ↓	いいえ	☐ ↓ <u>はい</u>	
第七号の二	次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		☐ ☐ ↓	いいえ	☐ ↓ <u>はい</u>	
第八号の二	次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		☐ ☐ ↓	いいえ	☐ ↓ <u>はい</u>	
第八号の三	次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		☐ ☐ ↓	いいえ	☐ ↓ <u>はい</u>	
第九号	a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。 b. 機能と又は ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。		☐ ☐ ↓ ←b. へ	いいえ	☐ ↓ ←b. へ (★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 () 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合に記入する。 「いいえ」の例…「認証」、「著作権保護」、「副次的暗号プログラム(主たる機能を記載)」など。	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1) 区分 技 プ		回答		備考
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
第十六号(暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
第十七号(暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		☐ 非該当	☐ 該当		

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者：	(作成年月日	年	月	日)
会社名				
所属・役職				
(フリガナ)				
氏名				印
電話				

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

提供技術名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ(別紙暗プ) (1/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関するもの。)	(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)	電波の受信装置(同表第1の11の号イ)
第九号の除外条文の判定: 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか? 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。	☐ はい ←判定欄へ	暗号標準: ()
(1) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号イに該当するかの判定: (注1) (1-1) 当該プログラムの暗号機能が、下表a.～c.のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-1)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-1)d.の備考欄「暗号機能:()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「選」 a.～c.で「非規制」の暗号機能があれば、「はい」にチェックし、右欄のカッコ内にその暗号機能を記入、または当てはまる口にチェックする。(複数回答可)。 「非規制」の暗号機能がなければ、a.～c.の口及びカッコはチェックなし・空欄のままd.へ進む。	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能:(☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第8条第九号イ(十一)～(十八)、市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一) スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末(暗号化データの送信) イ(十三) コードレス電話装置 イ(十四) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五) 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八) ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販プ1. 市販暗号プログラム 市販プ2. 市販暗号装置のプログラム	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ 市販プ1 ☐ 市販プ2)	()

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ(別紙暗プ) (2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
d. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。 e. 上記a. ～ c. 項の中で、c. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(1-2). へ	暗号機能: ()
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)～(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものを回答する。 (※1) 下記イ(七). ～イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e. の備考に記入したもの)を備考に記入する。「様式9-0」を用いて判断した場合、「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は、様式を添付する。	イ(七).～イ(十).の質問に「いいえ」「はい」で回答する。 矢印に従い次の質問へ進む。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(※1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(※1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(※1) ()
イ(十). 上記イ(七). ～イ(九). 以外の場合。	プログラムの「主たる機能」がイ(七). ～イ(九). 以外の場合は記入する。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(※1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(※1) ()
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ～ホに該当するか？ (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	☐ いいえ	☐ はい (第8条第九号 ☐ ハ ☐ ニ ☐ ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか？ (注2)	☐ いいえ (非該当)	☐ はい (該当)	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ) _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

2. 記入例

記入例の説明

記入例と概要		判定のポイント	使用した様式
貨物	記入例 1: 認証のみに使われる暗号装置 指紋認証装置を事例として、「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	ユーザー認証のみのため、「データ機密性確保」にあたらないものであり、様式9-07の(1-2)により判定している。	様式9-07
	記入例 2: 市販暗号装置 NotePC を事例として、「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07(別紙へ1)を用いて、市販暗号装置の除外規定適用可否の判定をしている。	様式9-07、 様式9-07(別紙へ1)
	記入例 3: 副次的暗号装置 ETC2.0 車載器を事例として、「第8条第九号イに非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07の(1-2)において非規制にならない暗号機能を有しており、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07
	記入例 4: 銀行または決済用の装置 銀行 ATM を事例として、「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	「銀行業務・決済用装置」であり、「データ機密性確保」にあたらないものであり、様式9-07の(1-2)により判定している。	様式9-07
	記入例 5: 該当の暗号装置 セキュリティモジュールを事例として、「第8条第九号イ(七)に該当のもの」の記入例を示す。	暗号チップ(該当)を搭載したモジュールであり、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ)
	記入例 6: 複数の暗号機能を有する装置 Bluetooth・無線 LAN 通信モジュールを事例として、「第8条第九号イ(八)に該当のもの」の記入例を示す。	Bluetooth (非該当)については、「データ機密性確保」にあたらないものであり、様式9-07の(1-2)により判定し、無線 LAN(該当)については、様式9-07の(1-3)により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ)
	記入例 7: IoT 除外装置 温湿度センサ端末を事例として、「除外規定の第8条第九号イ(十八)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	「IoT 除外装置」であり、様式9-07の(1-2)の除外規定により判定している。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ 18)
プログラム	記入例 8: 市販暗号プログラム メール暗号化ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	市販暗号プログラムであり、様式9-技1情セ(別紙市販プ1)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙市販プ1)
	記入例 9: 副次的暗号プログラム 会計ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	副次的暗号プログラムであり、様式9-技1情セのみを用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ
	記入例 10: OAM プログラム イベントログビューアを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	OAM(操作、管理又は保守)機能に限定されているプログラムであり、様式9-技1情セ(別紙暗プ)により判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙暗プ)
	記入例 11: 該当の暗号プログラム 暗号プログラムを事例として、「第21条第1項第九号に該当のもの」の記入例を示す。	様式9-技1情セ(別紙暗プ)、および様式9-07(別紙イ)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙暗プ)、 様式9-07(別紙イ)

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 指紋認証装置

「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品： (注) アピオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定：(注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか？ 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)又は(二)で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	① ☒ ↓ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.～c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d.の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(四) 運用通達の解釈から、 イ(五) 認証のための暗号機能は「データ機密性確保のための暗号機能」にあたらない。 イ(六) システムは付	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか？ (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	② ☒ はい(非規制)	☒ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能：() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)～(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一) スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三) コードレス電話装置 イ(十四) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生業用途) イ(十五) 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八) ネットワークに接続する民生業用途端末・装置 へ(一) 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二) 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(1-3)へ
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ ←(2)へ
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九) 以外の場合。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓ 主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ ↓	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☒ 非該当	☐ 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名: NotePC

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

©CISTEC 2025.05.28

(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。	①「様式9-07(別紙へ1)」を用いて判定し、添付する。 ②その結果を転記する。	
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)、又はへ(二)、で判定のこと。	☒ はい ←判定欄へ	☐ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能: ()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能: () ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(1-3)へ	暗号機能: ()
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ ←(2)へ	
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九) 以外の場合。			
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☐ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☒ 非該当	☐ 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名：NotePC
提供技術名：
メーカー名：株式会社 タイガーゲート製作所
型及び等級：XXXX-XX-XX

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07(別紙へ1)

(1/1)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
へ(一). 市販暗号装置： 貨物等省令第8条第九号イからホに掲げるものであって、 市販暗号装置として規制除外となるものの判定		
a. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものか？	①-1 ☒ はい ↓	☐ いいえ ↓
b. 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないものか？	①-2 ☒ はい ↓	☐ いいえ ↓
c. 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないものか？	①-3 ☒ はい ↓	☐ いいえ ↓
d. 上記a. からc. の全てに該当し、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面(注記1)により確認できるものか？	①-4 ☒ はい	☐ いいえ
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号へ(一))が適用できるか？(注)	①-5 ☒ はい (規制除外)	☐ いいえ (規制対象)

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記1) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名: ETC2.0車載器

「第8条第九号イに非該当のもの」の
記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。 (1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙ヘ1)」又は「様式9-07(別紙ヘ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. ヘ(一)、又はヘ(二)、で判定のこと。 (1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「0」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。	はい ←判定欄へ ① いいえ 又は 適用しない	この記入例では、市販前の貨物も合わせて判定しており、第8条第九号への除外規定を適用していない
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「0」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能:() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、ヘ(一)、ヘ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙ヘ1)」、「様式9-07(別紙ヘ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 ヘ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) ヘ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	はい(非規制) () ☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ ヘ(一) ☐ ヘ(二)	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

a.~c.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。

質 問 事 項	回 答	備 考	
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.~c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓	☒ はい ←(1-3)へ	暗号機能: (ETC2.0サービス用暗号機能)
e. 上記a. ~c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ ←(2)へ	
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)~(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七) ~イ(九) の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七) ~イ(九) 以外の場合。			主たる機能をここに記入する。
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☒ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓	主たる機能: (スマート・ハイウェイ、公共交通通行、料金徴収用サービス情報の取得等)
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
(2)第九号ロ~ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☒ 非該当	☐ 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名：銀行ATM

「銀行業務又は決済用の装置」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名：株式会社 タイガーゲート電機

型及び等級：XXXX-YYYY-ZZZZ

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品： (注) アピオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定：(注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか？ 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)、又はへ(二)、で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 運用通達の解釈から、銀行業務又は決済用の装置は「データ機密性確保のための暗号機能」にあたらない。 イ(六) ランダムな...	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか？ (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート ②「はい」にチェックし、「銀行業務又は決済機能」にチェックする。	☒ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☒ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能：() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(1-3)へ
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ ←(2)へ
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九) 以外の場合。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓ 主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ ↓	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☒ 非該当	☐ 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 045-XXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名: セキュリティモジュール

「第8条第九号イ(七)に該当のもの」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アピオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)、又はへ(二)、で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能: ()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能: () ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

a.～c.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。
(IPsec等の暗号プロトコルを記入してもよい)

©CISTEC 2025.05.28

2025年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考	
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓	☒ はい ←(1-3)へ	暗号機能: (暗号チップ)
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ ←(2)へ	
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答	本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。		
(*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	(1-2)d. の備考欄に記載した暗号機能はここに記入する。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☒ はい ←(2)へ	(*1) (暗号チップ)
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九)以外の場合。			
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓	(*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？(注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☐ 非該当	☒ 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(七)に該当のもの」
の記入例を示す

貨物名：セキュリティモジュール
提供技術名：

メーカー名：株式会社 タイガーゲート製作所

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07(別紙イ)

(1/1)

型及び等級：XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用) 該当するアルゴリズムがある
◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長は奇偶検査のため ケース(複数記入可)

該当のアルゴリズムがあるか？56bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(鍵長：bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
AES(128bit)	☐ いいえ ☒ はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(整数：bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
RSA(2048bit)	☐ いいえ ☒ はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(乗法群：bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？112bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(他の群：bit) 複数記入可	判定 D	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
(NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 E	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 F	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 G	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ)トラノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(ハ)に該当のもの」
の記入例を示す

貨物名: Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(1/2)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: (注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)又は(二)で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.~c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能:0」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか? イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 運用通達の解釈から、Bluetoothの暗号機能は「データ機密性確保のための暗号機能」にあたらない イ(六) ランダム	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか? (注)② 「はい」にチェックし、「無線パーソナルエリアネットワーク機能」にチェックする。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☒ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☒ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能:() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)~(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ11)」~「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一) スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三) コードレス電話装置 イ(十四) 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生業用途) イ(十五) 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八) ネットワークに接続する民生業用途端末・装置 へ(一) 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二) 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	()

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓ ☒ はい ←(1-3)へ	暗号機能: (無線LAN暗号機能)
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	a.～c.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3.の回答が「はい」の場合、暗号機能(上記(1-2)d.の備考に記入したもの)を備考に記入する。様式9-07(別紙イ)を用いて判断した場合は添付する。		本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☒ いいえ ↓ ☐ はい ←(2)へ	(1-2)d.の備考欄に記載した暗号機能はここに記入する。
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓ ☒ はい ←(2)へ	(*1) (無線LAN暗号機能)
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九)以外の場合。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	主たる機能: ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓ ☐ いいえ	(*1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？(暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓ ☐ いいえ	(*1) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？(注1) 第九号ロ(一):暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二):暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ:量子暗号装置 第九号ニ:暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ:暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☐ 非該当 ☒ 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



貨物名 : Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)
提供技術名 :
メーカー名 : 株式会社 タイガーゲート製作所
型及び等級 : XXXX-XX-XX

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式:9-07(別紙イ) (1/1)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)

該当のアルゴリズムがあるか? 56bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
AES(128bit)	☐ いいえ ☒ はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
AES(128bit)	☐ いいえ ☒ はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 112bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(他の群: bit) 複数記入可	判定 D	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
(NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 E	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 F	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか? 該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 G	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

作成責任者 : (作成年月日 2024 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンゾロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名： 温湿度センサ端末

「除外規定の第8条第九号イ(十八)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07

(1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品： (注) アピオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。		
(1)第九号イの判定：(注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか？ 「様式9-07(別紙へ1)」又は「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。未市販装置に内蔵されているものは、(1-2)c. へ(一)、又はへ(二)、で判定のこと。	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ 又は 適用しない
(1-2) 当該貨物の暗号機能が、下表a.～c.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該貨物に暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目をチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。		次ページの(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-2)d. の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか？ (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能：() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第九号イ(十一)～(十八)、へ(一)、へ(二)の除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 へ(一). 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの) へ(二). 市販暗号装置の部分品(未市販装置に内蔵されているもの)	☒ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☒ イ(十八) ☐ へ(一) ☐ へ(二))	(無線通信の暗号機能)

② この記入例ではc.イ(十八)で除外するため、□イ(十八)にチェックし、
「様式9-07 (別紙イ18)」を用いて判断した結果を添付する。
③ その上で、ここにチェックし、右欄の(カッコ)にその暗号機能を記入する。

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式: 9-07

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
d. 当該貨物の暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☒ いいえ ↓	☐ はい ←(1-3)へ
e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項のへ(一)、へ(二)のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☒ いいえ ←(2)へ
(1-3) 当該貨物が、第九号イ(七)～(十)のいずれかに該当するかを回答する。 (*1) 下記イ(七)～イ(九)の回答が「はい」の場合、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-2)d. の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。		
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ (*1) ()
イ(十). 上記イ(七)～イ(九) 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ←(2)へ ☐ はい ↓ ☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ (*) () (*) () (*) ()
(2)第九号ロ～ホに該当するか？ (注1) 第九号ロ(一): 暗号機能有効化(変換)装置 第九号ロ(二): 暗号機能有効化(追加)装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ	☐ はい (☐ 第九号ロ(一) ☐ 第九号ロ(二) ☐ 第九号ハ ☐ 第九号ニ ☐ 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか？ (注2)	☒ 非該当	☐ 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)貨物名： 温湿度センサ端末
提供技術名：「除外規定の第8条第九号イ(十八)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07(別紙イ18)

(1/1)

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置：		
a. ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものか？	☒ はい ↓	☐ いいえ ←判定欄へ
b. ネットワークに接続可能な端末であって、下記の1. 又は2. に該当するもの又はこれらの部分品か？回答が「はい」の場合、下記□内にチェックを付けて示すこと。	☒ はい ←d.へ	☐ いいえ ←c.へ
☐ 1. データの機密性確保のための暗号機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの		
☒ 2. ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの		
c. ネットワーク装置であって、下記の1. 及び2. に該当するもの又はこれらの部分品か？回答が「はい」の場合、下記□内にチェックを付けて示すこと。	☐ はい ←d.へ	☐ いいえ ←判定欄へ
☐ 1. 省令第8条第九号イ(十八)1ーに該当する端末と通信するために設計したもの		
☐ 2. データの機密性確保のための暗号機能が、省令第8条第九号イ(十八)1ーに該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは省令第8条第九号イ(十八)に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの		
d. データの機密性確保のための暗号機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであって、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって変更できないものか？	☒ はい	☐ いいえ
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(十八))が適用できるか？(注)	☒ はい (規制除外)	☐ いいえ (規制対象)

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者： (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンゾウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)

外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術「第21条第1項第九号に非該当
のもの(市販暗号プログラム)」
の記入例を示す

提供技術名： メール暗号化ソフト

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9-技(カバー)

(1/1)

©CISTEC 2025.05.28

(令和7年5月28日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。	
【情報セキュリティ関連】	
☒ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の	様式9-技1情セ
【通信関連】	
☐ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術	様式9-技1通信
☐ 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)	様式9-技2
☐ 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技3
☐ 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技4
☐ 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術	様式15-技

作成責任者： (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属・役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名： メール暗号化ソフト

「第21条第1項第九号に非該当
のもの(市販暗号プログラム)」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技 プ		回答		備考
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。					
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓		
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○	☐ いいえ ←第七号へ	☒ はい ↓		
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外(市販暗号プログラムを含む市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○	☒ はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ(技術も判定する場合)	☐ いいえ ↓ 又は 適用しない		
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○	☐ はい ←判定欄へ(プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ(技術も判定する場合) ↓第七号へ(その他の暗号機能も判定する場合)	☐ いいえ ↓ 又は 適用しない		

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	(注*1) 区分 技 プ		回答		備考
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。 b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。		○	☐ いいえ ←b. へ	☐ はい ←b. へ	(★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 ()
		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1) 区分		回答		備考
		技	プ			
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。		☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号		☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号		☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十六号(暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十七号(暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		☐	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		☒	④ 非該当	☐ 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トラノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術(市販暗号プログラム)

提供技術名: メール暗号化ソフト

「第21条第1項第九号に非該当
のもの(市販暗号プログラム)」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式: 9-技1情セ(別紙市販プ1)

(1/1)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型 及 び 等 級: XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備考
「市販暗号プログラム」の判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。)			
a-1. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?	②-1	☒ はい ←b.項へ	☐ いいえ
a-2. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか?		☐ はい ↓	☐ いいえ ↓
b. 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないものか?	②-2	☒ はい ↓	☐ いいえ ↓
c. 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか?	②-3	☒ はい ↓	☐ いいえ ↓
d. 上記a-1.~c.すべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面(注記2)により確認できるものか?	②-4	☒ はい	☐ いいえ
(判定) 以上の結果、標記市販暗号プログラムに該当するか?(注)	②-5	☒ はい (規制除外)	☐ いいえ (規制対象)

(注) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号プログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX

(注記1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。)による同条第2項に規定する信書便をいう。

(注記2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したもの也可)

外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)

外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術「第21条第1項第九号に非該当
のもの(副次的暗号プログラム)」
の記入例を示す

提供技術名： 会計ソフト

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9-技(カバー)

(1/1)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。	
【情報セキュリティ関連】	
☒ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の	様式9-技1情セ
【通信関連】	
☐ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術	様式9-技1通信
☐ 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)	様式9-技2
☐ 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技3
☐ 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9-技4
☐ 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術	様式15-技

作成責任者： (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名： 会計ソフト

「第21条第1項第九号に非該当
のもの(副次的暗号プログラム)」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9-技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技 プ	回答	備考
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。			
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】		本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓ ☐ はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓ ☐ はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○	☐ いいえ ←第七号へ ☒ はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ☒ いいえ ↓ 又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ☒ いいえ ↓ 又は 適用しない ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	

この記入例では、市販暗号プログラムの除外規定を適用していない。

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	区分 技	回答	備考
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号	(注*1) ④ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二	⑤ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号	⑥ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二	⑦ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。	⑧ ○ ☒ いいえ ←b. へ	☐ はい ←b. へ	(★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 (副次的暗号プログラム)
b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。	⑨ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	本記入例は、右欄(判定根拠記入欄)に記入する場合を示す

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1) 区分		回答		備考
		技	ブ			
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。		○	☒ <u>いいえ</u> ↓	☐ <u>はい</u> ↓	
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号		○	☐ <u>いいえ</u> ↓	☐ <u>はい</u> ↓	
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号		○	☐ <u>いいえ</u> ↓	☐ <u>はい</u> ↓	
第十六号(暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		○	☐ <u>いいえ</u> ↓	☐ <u>はい</u> ↓	
第十七号(暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		○	☒ <u>いいえ</u> ↓	☐ <u>はい</u> ↓	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)			☒ <u>非該当</u> ↓	☐ <u>該当</u> ↓	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「ブ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当の
もの(OAM用途)」の記入例を示す

提供技術名： イベントログビューア

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9－技(カバー)

(1/1)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。	
【情報セキュリティ関連】	
☒ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九 号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物 の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるも の	様式9－技1情セ
【通信関連】	
☐ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は 使用に係る技術	様式9－技1通信
☐ 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲 げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除 く。)	様式9－技2
☐ 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製 造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9－技3
☐ 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)	様式9－技4
☐ 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術	様式15－技

作成責任者： (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名： イベントログビューア

「第21条第1項第九号に非該当のもの(OAM用途)」の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9－技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガークート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

(注*1)

質問事項	区分 技 プ	回答	備考
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。			
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】		本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓ ☐ はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○	☐ いいえ ↓ ☐ はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○	☐ いいえ ←第七号へ	☒ はい ↓
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9－技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9－技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	☒ いいえ ↓ ↓又は適用しない
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9－技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9－技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○	☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	☒ いいえ ↓ ↓又は適用しない

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	(注*1) 区分 技		回答		備考
		ブ			
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		④ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい		
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		⑤ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい		
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号		⑥ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい		
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二		⑦ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい		
⑧「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、添付する。 ⑨その結果をここに転記する。					
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗ブ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。		○ ☒ いいえ ←b. へ	☐ はい ←b. へ	(★別紙暗ブを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 ()	
b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。		⑩ ○ ☒ いいえ ↓	☐ はい		

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1)		回答	備考
		区 分	技 術		
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。	○	⑪	☒ いいえ ↓	☐ はい ↓
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓
第十六号(暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓
第十七号(暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。		⑫	☒ いいえ ↓	☐ はい ↓
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		⑬	☒ 非該当 ↓	☐ 該 当 ↓

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「ブ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

提供技術名： イベントログビューア

「第21条第1項第九号に非該当のもの(OAM用途)」の記入例を示す

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9-技1情セ(別紙暗ブ)

(1/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く)。 第九号の除外条文的判定： 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか？ 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。 (1) 当該プログラムの暗号機能 (1-1) 当該プログラムの機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。	(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ) ☒ はい ←判定欄へ	暗号標準： (SNMP, SSL, SSH, TLS)
プログラムがOAM用途で、条件を満たすので、除外となる。		次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、()の確認は不要で暗号標準を記入する。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか？ (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能：() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第8条第九号イ(十一)～(十八)、市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-技1情セ(別紙市販ブ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販ブ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一). スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 (暗号化データの送信) イ(十三). コードレス電話装置 イ(十四). 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六). ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七). 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八). ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販ブ1. 市販暗号プログラム 市販ブ2. 市販暗号装置のプログラム	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ 市販ブ1 ☐ 市販ブ2)	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ(別紙暗プ)

(2/2)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回	答	備 考
d. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。 e. 上記a.～c. 項の中で、c. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか？	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☐ はい ←(1-2). へ ☐ いいえ ←(2)へ	暗号機能: ()
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)～(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものを回答する。 (*1) 下記イ(七). ～イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e.の備考に記入したものを備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。			
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓	☐ はい ←(2)へ	(*1) ()
イ(十). 上記イ(七). ～イ(九). 以外の場合。 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。 2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。) 3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ←(2)へ ☐ はい ↓ ☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓	主たる機能: () (*1) () (*1) ()
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ～ホに該当するか？ (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	☐ いいえ ⑧-3	☐ はい (第8条第九号 ☐ ハ ☐ ニ ☐ ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか？ (注2)	☒ いいえ (非該当)	☐ はい (該当)	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令の該非判定パラメータシート(カバーシート)
外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に該当のもの」
の記入例を示す

提供技術名： 暗号プログラム

パラメータシート
(通信と情報セキュリティ・技術)
様式：9－技(カバー)

(1/1)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にチェックしたものである。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載すること。 【情報セキュリティ関連】 ☒ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術あるいは、プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの 【通信関連】 ☐ 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 ☐ 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる技術を除く。) ☐ 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。) ☐ 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。) ☐ 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術	
	様式9－技1情セ
	様式9－技1通信
	様式9－技2
	様式9－技3
	様式9－技4
	様式15－技

作成責任者： (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

提供技術名： 暗号プログラム

「第21条第1項第九号に該当のもの」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9－技1情セ

(1/3)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

(注*1)

質 問 事 項	区 分		回 答		備 考
	技	ブ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(ただし、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる口内にもチェックすること。					
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号の二 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第8条第十二号 : 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
「市販暗号プログラム」「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・プログラムは、第8条第九号(暗号装置)に係るものか？	○		☐ いいえ ←第七号へ	☒ はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムの規制除外が適用できるか？ (市販暗号プログラムを含む未市販暗号プログラムも、ここで判定する。) (注記) 「様式9－技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9－技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合)	☒ いいえ ↓ 又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムの規制除外が適用できるか？ (注記) 「様式9－技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 回答が「いいえ又は適用しない」の場合は、「様式9－技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		☐ はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (技術も判定する場合) ↓ 第七号へ (その他の暗号機能も判定する場合)	☒ いいえ ↓ 又は 適用しない	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(2/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項	区分 技	回答	備考
第七号 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号	(注*1) ④	☒ いいえ ↓ ☐ はい	
第七号の二 次のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二	⑤	☒ いいえ ↓ ☐ はい	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第九号 : 暗号装置 ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 ☐ 第21条第1項第九号	⑥	☒ いいえ ↓ ☐ はい	
第八号の三 次のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラムか？ ☐ 第8条第十一号ロ : 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出する装置 ☐ 第21条第1項第九号の二	⑦	☒ いいえ ↓ ☐ はい	⑧「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、添付する。 ⑨その結果をここに転記する。
第九号 a. プログラムであって、第8条第九号イ、ハ～ホ(暗号装置)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (注記) 「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いて判定し、その判定欄の判定結果を右の回答欄にチェックの上、判定した「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を添付する。 ★ただし、「様式9-技1情セ(別紙暗プ)」を用いずに判定できる場合は、代わりに右欄の(判定根拠記入欄)に判定根拠を記入する。 b. プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ ☐ 第8条第十号イ : 盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十号ロ : 信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号イ : 暗号解析装置 (注) 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イにチェックした場合には、対応するパラメータシート(「様式9-10」「様式9-08」「様式9-07b」)を記入して添付のこと。	⑩	☐ いいえ ←b. へ ☒ はい ←b. へ (★別紙暗プを用いない場合の判定根拠記入欄) 「はい」の場合は、暗号アルゴリズム名(鍵長)などを記入する。「いいえ」の場合は、適用する除外規定など規制されない理由を記入する。 ()	

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
情報セキュリティに係る技術

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ

(3/3)

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

質問事項		(注*1)		回答	備考
		区分	技		
第九号の二	プログラムであって、第8条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)か？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第十一号ロに対応するパラメータシート(「様式9-07c」)を記入して添付のこと。	○	⑪ ☒ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号	次のいずれかに該当するプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号の二	次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号	○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十六号(暗号有効化技術)	第8条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十七号(暗号有効化プログラム)	第8条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものか？ (注) 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。	○	⑫ ☒ いいえ ↓	☐ はい	1/3頁の市販暗号プログラム又は市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合、この号の回答不要
(判定)	以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)		⑬ ☐ 非該当	☒ 該当	

(注*1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注*2) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

提供技術名： 暗号プログラム

「第21条第1項第九号に該当のもの」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式：9-技1情セ(別紙暗プ) (1/2)

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答	備 考
第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホ(注)に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。)	(注)次の場合は、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)	
第九号の除外条文の判定： 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているか？ 回答が「はい」の場合は、備考に暗号標準を記入すること。	☐ はい ←判定欄へ	暗号標準： ()
(1) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号イに該当するかの判定：(注1) (1-1) 当該プログラムの暗号機能が、下表a.～c.のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)に当たる場合はチェックし、当たらない場合はチェックしない。(当該プログラムに暗号機能が複数含まれる場合は、暗号機能毎に確認し、「非規制」に当たる項目すべてにチェックする。)(「はい(非規制)」にチェックした場合、備考の「()」内に非規制の理由又は暗号機能を記入する。	⑧-1 ☒ いいえ ↓	次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-1)の確認は不要であるが、暗号機能を(1-1)d.の備考欄「暗号機能：()」の括弧の中に記載のこと。
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のもの、又は次のイ(一)から(六)の規制される非対称アルゴリズムではないものか？ イ(一) 512bit超の整数の素因数分解 イ(二) 有限体上の乗法群における512bit超の離散対数の計算 イ(三) 上記イ(二)以外の群における112bit超の離散対数の計算 イ(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題 イ(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索 イ(六) ランダムな符号の復号	☐ はい(非規制)	()
b. 暗号機能が、データの機密性確保のため以外に使用するものか？ (注) 「はい(非規制)」にチェックした場合は、備考の暗号機能又は非規制の理由にチェックする。 「上記のいずれかの鍵管理機能」にチェックした場合は、次行の「()」内に鍵管理機能で支援される暗号機能を記入する。 (参考) 「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」シート	☐ はい(非規制)	☐ 認証 ☐ デジタル署名 ☐ データ完全性 ☐ 否認防止 ☐ デジタル著作権管理 ☐ 娯楽施設又は装置 ☐ 商業放送 ☐ 医療用の記録管理 ☐ 無線パーソナルエリアネットワーク機能 ☐ 銀行業務又は決済機能 ☐ 上記のいずれかの鍵管理機能 暗号機能：() ☐ 休眠暗号 ☐ 使用できない暗号
c. 第8条第九号イ(十一)～(十八)、市販暗号プログラム、市販暗号装置のプログラムの除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ11)」～「様式9-07(別紙イ18)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(十一) スマートカード若しくはそのリーダライタ イ(十二) 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末(暗号化データの送信) イ(十三) コードレス電話装置 イ(十四) 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末(特定の民生産業用途) イ(十五) 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレー イ(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー イ(十八) ネットワークに接続する民生産業用途端末・装置 市販プ1. 市販暗号プログラム 市販プ2. 市販暗号装置のプログラム	☐ はい(非規制) (☐ イ(十一) ☐ イ(十二) ☐ イ(十三) ☐ イ(十四) ☐ イ(十五) ☐ イ(十六) ☐ イ(十七) ☐ イ(十八) ☐ 市販プ1 ☐ 市販プ2)	()

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項第九号)
情報セキュリティ(暗号機能実現プログラム等)

パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式:9-技1情セ(別紙暗プ) (2/2)

©CISTEC 2025.05.28

省令等対応)

a.～c.で「非規制」にならない暗号機能をここに記入する。

質 問 事 項	回 答	備 考
d. 当該プログラムの暗号機能のうち、上記a.～c.の「はい(非規制)」にチェックが付けられない暗号機能があるか？ある場合は、その暗号機能を備考の「()」内に記入する。	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☒ はい ←(1-2).へ 暗号機能: (暗号ライブラリ)
e. 上記a. ～c. 項の中で、c. 項の市販プ1.、市販プ2. のみにチェックされているか？	☐ はい ←判定欄へ	☐ いいえ ←(2)へ
(1-2) 当該プログラムが第8条第九号イ(七)～(十)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものかを回答する。 (※1) 下記イ(七). ～イ(九). の回答が「はい」、イ(十)2. 又はイ(十)3. の回答が「いいえ」の場合、暗号機能(上記(1-1)e. の備考に記入したもの)を備考に記入する。「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☐ はい ←(2)へ 本例では「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断したため、添付する。
イ(七). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☒ はい ←(2)へ (※1) (暗号ライブラリ)
イ(八). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か？	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☐ はい ←(2)へ (※1) ()
イ(九). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か？	☐ いいえ ↓ ☐ はい ←判定欄へ	☐ はい ←(2)へ ()
イ(十). 上記イ(七). ～イ(九). 以外の場合。		
1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているものか？ 「はい」にチェックした場合、備考欄に主たる機能を記入する。	☐ はい ←(2)へ	☐ いいえ ↓ ()
2. 暗号機能は、規制されない暗号貨物を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号貨物により実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (※1) ()
3. 暗号機能は、規制されない暗号プログラム(公知のプログラムを含む)を組み込んで実現されているものか？ (暗号機能が暗号プログラムにより実現されていない場合は、「はい」にチェックする。)	☐ はい ↓	☐ いいえ ↓ (※1) ()
(2) 当該プログラムの暗号機能が第8条第九号ハ～ホに該当するか？ (注1) 第8条第九号ハ : 量子暗号装置 第8条第九号ニ : 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第8条第九号ホ : 暗号使用スペクトル拡散装置	☒ いいえ ↓	☐ はい (第8条第九号 ☐ ハ ☐ ニ ☐ ホ)
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか？ (注2)	☐ いいえ (非該当)	☒ はい (該当)

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者 : (作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会 社 名 株式会社 タイガーゲート製作所

所 属 ・ 役 職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏 名 虎野 門次郎

電 話 03-XXXX-XXXX



輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

貨物名：暗号プログラム
提供技術名：

「第21条第1項第九号に該当のもの」
の記入例を示す

パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式：9-07(別紙イ)

(1/1)

メーカー名：株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級：XXXX-XX-XX

©CISTEC 2025.05.28
(令和7年5月28日施行政省令等対応)

1. 対称アルゴリズム(暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
◇対称鍵の長さが56bitを超えるもの(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)

該当のアルゴリズムがあるか？56bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(鍵長：bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
AES(256bit)	☐ いいえ ☒ はい	

2. 非対称アルゴリズム(暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。)
イ(一)512bitを超える整数の素因数分解(RSA方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(整数：bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
RSA(1024bit)	☐ いいえ ☒ はい	

イ(二)有限体上の乗法群における512bitを超える離散対数の計算(有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？512bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(乗法群：bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(三)(二)に規定するもの以外の群における112bitを超える離散対数の計算(楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？112bit超(該当)のアルゴリズムのみ下欄に記入。 アルゴリズム名(他の群：bit) 複数記入可	判定 D	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(四)格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題
(NewHope、Frodo、NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 E	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(五)超特異楕円曲線間の同種写像の探索(超特異同種写像鍵カプセル化を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 F	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

イ(六)ランダムな符号の復号(McEliece、Niederreiter方式を含む。)

該当のアルゴリズムがあるか？該当のアルゴリズムを下欄に記入。複数記入可	判定 G	備考
	☒ いいえ ☐ はい	

作成責任者：(作成年月日 2025 年 5 月 30 日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ)トラノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX

